

新潟市物品等一般競争入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）及び新潟市契約規則（昭和59年新潟市規則第24号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、本市が発注する物品の調達等（物品の購入、修繕及び製造請負をいう。以下同じ。）、業務委託及び物品の賃借に係る一般競争入札（地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用されるものを除く。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(物品の調達等に係る一般競争入札の対象)

第2条 物品の調達等に係る一般競争入札は、原則として、執行予定額（単価契約にあつては全体の執行予定額をいう。以下同じ。）が1千万円以上の場合に実施するものとする。
2 前項の規定にかかわらず、施行令第167条又は第167条の2に該当し一般競争入札に付することが適当でないとする場合は、他の契約方法によることができるものとし、執行予定額が前項に定める金額未満であっても、一般競争入札に付することが適当と認める場合は、一般競争入札を実施することができるものとする。

(入札参加資格)

第3条 一般競争入札に参加することができる者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本市の入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登載されている者であること。
- (2) 施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 新潟市競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領の別表第2の9の措置要件に該当しない者であること。
- (5) 新潟市電子入札システム（本市の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と入札等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を利用して入札に参加できるものであり、市との連絡が電子メールで行うことができるもの。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、案件ごとに特に必要と認める要件を満たす者であること。

(公告)

第4条 市長は、一般競争入札に付そうとするときは、施行令第167条の6及び規則第8条の規定に基づき、入札公告（別記様式第1号）により公告するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、新潟市電子入札システムにより一般競争に付そうすると

きの公告は、市長が別に定める。

(入札参加申請)

第5条 一般競争入札に参加しようとする者は、一般競争入札参加申請書(別記様式第2号)により市長に申請するものとし、申請方法、申請期限及びその他提出を要する書類など参加手続きについては入札公告において定める。

2 前項の規定にかかわらず、新潟市電子入札システムにより一般競争に付そうとするときの入札参加申請手続きは、市長が別に定める。

3 前2項に定める申請を行った者についての情報は、第8条第2項に規定する開札結果の公表までは、非公開とする。

(参加資格者の認定)

第6条 市長は、前条第1項及び第2項の申請があった場合は、その内容を審査し、第3条に規定する入札参加資格の有無について、入札日の前日までに認定を行うものとする。

(参加資格者の認定通知)

第7条 市長は、前条の規定に基づき審査した結果、資格があると認定した者でその認定の結果の通知について請求をした者又は資格なしと認定した者に対し、入札日の前日までにその認定の結果を、一般競争入札参加資格確認結果通知書(別記様式第3号)により通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、新潟市電子入札システムにより入札参加申請を行った場合の認定結果の通知は、当該電子入システムにより、これを行うことができる。

(入札及び開札)

第8条 入札及び開札については、規則第14条及び第15条の規定に基づき行うものとする。

2 開札結果の公表については、別に定めるところによるものとする。

(入札執行の中止)

第9条 市長は、規則第19条第1項の規定によるもののほか、入札参加申請者が少数で、競争性が確保できないと判断される場合は、入札を中止することができる。

(落札資格の喪失)

第10条 落札者と決定した者が契約締結までの間に指名停止を受けた場合は、当該落札決定を取り消し、仮契約を締結した場合は、本契約の締結を行わないものとし、その旨を対象者に通知するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、一般競争入札の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年8月30日から施行する。

この要綱は、平成19年9月27日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

この要綱は、令和8年3月1日から施行する。

別記様式第1号

新潟市公告第 号

入札公告

下記のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び新潟市契約規則（昭和59年新潟市規則第24号）第8条の規定に基づき公告します。

年 月 日

新潟市長

1 入札に付する事項

(1) 件名（業務の名称）	
(2) 品質・規格・数量など	
(3) 契約の条項を示す場所	
(4) 入札日時・場所	
(5) 履行期限（履行期間）・履行場所	
(6) 入札方式	
(7) 入札保証金	
(8) 入札を無効とする場合	
(9) 入札を中止とする場合	
(10) 談合情報等により公正な入札が行われないおそれがあるときの措置	
(11) 契約保証金	
(12) 予定価格	
(13) 最低制限価格	
(14) 契約締結について議会の議決を要するための仮契約	
(15) その他特記事項	

2 入札参加資格の要件

- (1) 本市の入札参加資格者名簿（ ）に登載されている者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者

- (3) 指名停止措置を受けていない者
- (4) 新潟市競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領の別表第2の9の措置要件に該当しない者
- (5) その他

3 入札の参加手続

一般競争入札に参加を希望する場合、次により申請してください。なお、入札参加申請者名は入札終了まで公表しません。

- (1) 提出書類 一般競争入札参加申請書（別記様式第2号） 部
- (2) 提出先
- (3) 提出方法
- (4) 申請期限
- (5) 受付期間

4 質疑書の提出について

質疑事項がある場合は、次により質疑書を提出してください。

- (1) 様式 別紙に準じて作成してください。
- (2) 提出期限
- (3) 提出先
- (4) 提出方法
- (5) 回答日
- (6) 回答方法
- (7) その他

5 入札時の注意事項

6 落札者の決定

落札者が決定したときは、直ちにその旨を落札者に通知するとともに速やかに公表します。

ただし、落札者と決定した者が契約締結までの間に指名停止を受けた場合は、落札決定を取り消し、仮契約を締結していた場合は、本契約を締結しないものとします。

質 疑 書

年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

(押印不要)

(担当者)

(ファクス (メールアドレス))

1 番 号

2 件 名 (業務の名称)

質 疑 事 項

別記様式第2号

一般競争入札参加申請書

年 月 日

(宛先) 新潟市長

申請者

郵便番号

所在地

商号又は名称

代表者氏名

(押印不要)

担当者

(電話)

(ファクス(メールアドレス))

下記入札の参加資格要件を満たしており、入札に参加したいので、新潟市物品等一般競争入札実施要綱第5条第1項の規定により申請します。

記

公告年月日	
番 号	
件名 (業務の名称)	

別記様式第3号

一般競争入札参加資格確認結果通知書

年 月 日

様

新潟市長

先に申請のあった下記案件に係る一般競争入札参加資格について、次のとおり確認したので通知します。

記

公 告 年 月 日	年 月 日	
番 号		
件 名 (業務の名称)		
入札参加資格の 有無	有 ・ 無	
	入札参加資格がないと認めた理由	

問い合わせ先

新潟市 部 課 係

TEL

FAX

(第10条関係)

付 帯 条 件

- 1 発注者は、受注者がこの仮契約から新潟市議会の議決日までの間において、新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止を受けた場合は、この仮契約を解除し、本契約を締結しないものとする。また、受注者に対していかなる責任も負わない。
- 2 発注者は、新潟市議会で可決されなかった場合においても、受注者に対していかなる責任も負わない。

※仮契約書の裏面に追加する。